

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

我が国においては、空き家等は増加しているにもかかわらず、高齢者、障害者、低所得者、外国人、被災者などの入居が拒否される事例が数多く報告されており、住宅確保要配慮者への対応が急務となっている。

家賃の支援として、生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金があるが、その支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っている。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、家賃の支払いに悩む人が急増しているが、住居確保給付金の支給期間は最長で9か月間とされており、コロナ禍の中で支給が打ち切られることになれば、家賃の支払いが困難となり、結果として多くの者が住まいを失うおそれがある。

また、新たな住まいを確保するための支援策として、住宅セーフティネット制度が運用されているが、令和2年度末で登録戸数を17万5000戸にするという目標に対し、令和2年7月末現在の登録戸数は6万907戸にとどまっている。

住まいは生活の基盤であるとともに、全世代型社会保障の基盤でもあり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 住居確保給付金について、受給者に関する状況等実態調査を速やかに実施するとともに、支給期間の延長、支給上限額の近傍同種住宅の家賃水準への引上げ、収入要件を公営住宅入居収入基準と同水準にすることなど、より使いやすい制度に見直すこと。
- 2 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など、住まいの確保に困難を抱えている者が、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、住宅セーフティネット制度について、入居者を公募しなければならないとする原則の適用を外すとともに、家賃低廉化支援を大幅に拡充すること。
- 3 住宅セーフティネット制度の活用を促進するため、空き家等の改修・登録に取り組む大家等に対する改修費補助を拡充するとともに、地方公共団体が実施する登録促進に係る取組への支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月9日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

} 宛(各通)